

平成27年度  
航空安全プログラム実施計画

平成27年4月 国土交通省航空局

# まえがき

国土交通省航空局は、国際民間航空条約第19附属書に従い、平成25年10月に「航空安全プログラム (State' s civil aviation Safety Programme for Japan)」(以下「SSP」という。)を策定した。

このSSPを実効あるものとしていくため、今後、①定期的に(毎年度1回)、国の安全目標値を設定、②目標を達成するための具体的な施策を、航空運送・交通管制・空港の各分野において整合性を持って統一的に実施、③期間終了時に目標の達成状況を確認・評価することとする。

本実施計画は、この年度毎の安全目標及び具体的な実施施策等を整理したものである。

# 目 次

## 第 1 章 安全に係る方針及び目標

1. 安全方針
2. 国の安全指標及び安全目標値
3. 業務提供者の安全指標及び安全目標値

## 第 2 章 航空安全当局の取組

1. 業務提供者におけるSMSの強化
2. 安全に関する航空法規等の策定・見直し等
3. 各種証明、許認可、監査、検査等
4. 安全情報の収集
  - (1) 義務報告制度
  - (2) 自発報告制度
  - (3) その他報告制度
5. 安全情報の分析等
  - (1) SSP委員会及び各分野の部会の取組
  - (2) 安全情報分析委員会の取組
6. 更なる安全性の向上のための取組
  - (1) 教育訓練
  - (2) 航空活動関係者との情報共有等
  - (3) 情報管理システムの構築
  - (4) 内部評価

## 第 3 章 本計画の実施状況の確認及び見直しについて

### 別添 1 安全目標値の算出方法

### 別添 2 義務報告制度（報告根拠、報告項目、報告先）

### 別添 3 SSP委員会設置要綱

（参考）航空局安全部が平成27年度に実施するその他の安全施策

# 第1章 安全に係る方針及び目標

## 1. 安全方針

航空安全当局は、下記の事項を実施することを通じて、我が国民間航空の安全性の向上に努める。

また、SSP委員会における航空安全当局の取組内容の検討等を通じて、その有効性を評価する取組を循環的かつ継続的に実施する。

- ・業務提供者における安全管理システム（SMS：Safety Management System）の強化
- ・安全に関する航空法規等の策定、見直し等
- ・各種証明、許認可、監査、検査等
- ・義務報告制度、自発報告制度等を通じた安全情報の収集
- ・SSP委員会等を通じた安全情報の分析等
- ・教育訓練、航空活動関係者との情報共有等、更なる安全性の向上のための取組

## 2. 国の安全指標及び安全目標値

### A) 平成26年度の実績・評価

#### (1) 平成26年度の国の安全指標及び安全目標値の設定に関する考え方

SSP導入初年度である平成26年度は、重大な結果に関連する指標を設定することとし、目標値を設定する国の安全指標は航空事故発生率及び重大インシデント発生率とした。航空事故発生率及び重大インシデント発生率については、安全上の懸念のある分野が特定可能であること等の観点から、運航者区分ごとに細分化して設定した。安全目標値は、過去の実績、国が定める他の計画、実現可能性等を考慮した上で設定した。

設定した国の安全指標・目標値については、交通政策審議会航空分科会技術・安全部会において審議し、妥当性を確認した。

#### (2) 平成26年に発生した航空事故及び重大インシデント

平成26年に発生した航空事故及び重大インシデントの概要は以下のとおりであり、これらの事案を安全目標値の達成状況の確認についての対象とした。

### ① 定期便を運航する本邦航空運送事業者

#### ○ 航空事故：3件

- ・ 2月12日

オリエンタルエアブリッジ（株）が運航するボンバルディア式DHC-8-201型機が、長崎空港において連続離着陸訓練を行った際、強めの接地となり、胴体前方外板等を損傷した。

- ・ 4月29日

（株）ジェイエアが運航するエンブラエル式ERJ170-100STD型機が、山形空港を離陸し飛行中、茨城県つくば市付近上空・高度約3,300メートルにおいて機体が動揺し、客室乗務員1名が負傷した。

- ・ 9月12日

日本航空（株）が運航するボーイング式 767-300 型機が、東京国際空港を離陸し、ソウル（金浦）に向け降下中、金浦国際空港南東約 95 ㊦メートル・高度約 4,900 メートルにおいて機体が動揺し、客室乗務員 7 名が負傷した。

○重大インシデント：4 件

・ 4 月 28 日

ピーチアビエーション（株）が運航するエアバス式 A320-214 型機が、新石垣空港を離陸し、那覇空港に進入中、対地接近警報装置が作動したため緊急の回避操作（機首上げ操作）を行い、進入復行した。

・ 5 月 28 日

全日本空輸（株）が運航するボーイング式 777-300ER 型機が、ニューヨークを離陸したが、直後に第 2 エンジンに振動が発生し、排気ガス温度が高いことを示す計器表示があったため、同エンジンを停止し、航空交通管制上の優先権を要請のうえ引き返し、同空港に着陸した。

・ 7 月 30 日

日本貨物航空（株）が運航するボーイング式 747-8F 型機が、成田国際空港を離陸し、アンカレッジ国際空港に向けて降下中、高度約 1,950 メートルにおいて、ナビゲーションディスプレイ（航法指示計器）上に接近する航空機を確認したため、衝突を回避するために右旋回をした。その際、空港の管制官からも急いで右旋回するよう指示があった。（最接近時の水平距離：約 3,000 メートル、最接近時の高度差：約 60 メートル）

・ 9 月 20 日

新中央航空（株）が運航するセスナ式 172P 型機が、遊覧飛行のため、百里飛行場を離陸し、遊覧飛行終了後、同飛行場に着陸する際、管制官から指示された滑走路ではなく、作業員が滑走路付近で作業中であった別の滑走路に着陸を試みた。その後、管制官の指示に従い復行し、同飛行場に着陸した。

②航空運送事業許可及び／または航空機使用事業許可を受けている事業者

○航空事故：0 件

○重大インシデント：1 件

・ 10 月 9 日

新日本ヘリコプター（株）が運航するアエロスパシアル式 AS332L1 型機が、群馬県吾妻郡嬭恋村内場外離着陸場を離陸し、荷下場である浅間山火山館に向けて、物資を機外につり下げ、飛行をしていたところ、群馬県吾妻郡嬭恋村大字鎌原字横笹の南東約 2 ㊦メートル・高さ約 100 メートルにおいて、運送中の物資（バイオトイレ）の一部（扉一枚、アルミ製、約 180cm×80cm×3cm、約 5～6kg）が落下した。

③その他（国、地方自治体、個人）

○航空事故：5 件

・ 3 月 5 日

個人が運航するセスナ式 172Mラム型機が、名古屋飛行場を離陸し、飛行中、愛知県豊田市篠原町付近に墜落し、搭乗者 2 名が死亡した。

・ 5月12日

個人が運航するエクストラ式E A 300\_L型機が、福島県福島市ふくしまスカイパークを離陸したが、福島県福島市飯坂町付近の山林に不時着し、左主翼等が損傷した。搭乗者2名が軽傷を負った。

・ 7月26日

個人が運航するロビンソン式R44Ⅱ型機が、三重県鳥羽市内場外離着陸場へ着陸する際にホバリングを実施し方向転換したところ、テールブーム（※）が樹木に接触してテールブーム等が折損し、着陸した。

※テールブーム：胴体からテールローター（機体尾部の回転翼）へつながる構造部分

・ 10月12日

個人が運航するパイパー式P A-28R-201T型機が、秋田空港を離陸し、調布飛行場に着陸した際、胴体着陸となり、機体が損傷した。

・ 11月16日

個人が運航するムーニー式M20K型機が、山口宇部空港を離陸し、北九州空港に着陸した際、滑走路から逸脱、機体を損傷し、機長及び同乗者1名が負傷した。

○重大インシデント：1件

・ 8月12日

個人が運航するロビンソンR44型機が、佐賀空港を離陸し、壱岐空港へ着陸する際、清掃作業のため閉鎖中の滑走路に着陸した。

### （3）平成26年度の達成状況

平成26年度に設定した安全指標・目標値及び実績値は以下のとおり。全15指標のうち、未達成のものが4指標あった。

○定期便を運航する本邦航空運送事業者（定期便以外の運航を含む）

指標		目標値	実績値	達成度（%）
航空事故発生率	件/100万時間	1.28	1.59	未達成（124%）
	件/100万回	2.40	3.11	未達成（130%）
重大インシデント発生率	件/100万時間	3.38	2.12	達成（63%）
	件/100万回	6.33	4.14	達成（65%）

○航空運送事業許可及び／または航空機使用事業許可を受けている事業者（定期便を含まない。）

指標		目標値	実績値	達成度（%）
航空事故発生率	件/100万時間	24.88	0.00	達成（0%）
	件/100万回	19.94	0.00	達成（0%）
重大インシデント発生率	件/100万時間	17.77	9.57	達成（54%）
	件/100万回	14.25	6.82	達成（48%）

○その他（国、地方自治体、個人）（滑空機、超軽量動力機を含まない。）

指標		目標値	実績値	達成度（%）
航空事故発生率	件/100万時間	43.72	44.32	未達成（101%）
	件/100万回	49.59	49.13	達成（99%）
重大インシデント発生率	件/100万時間	15.61	8.86	達成（57%）
	件/100万回	17.71	9.83	達成（56%）

○本邦航空運送事業者が運航する定期便

指標		目標値	実績値	達成度（%）
航空事故発生率	件/100万回	1.96	2.07	未達成（106%）
死亡事故発生率	件/100万回	0.00	0.00	—
全損事故発生率	件/100万回	0.00	0.00	—

#### （４）平成 26 年度の国の安全指標・目標値の結果の検証

##### ①未達成の指標についての考え方

##### ○定期便を運航する本邦航空運送事業者の航空事故発生率

- ・ 目標値達成には事故件数が 2 以下とならなければならなかったが、乱気流に係る事案が 2 件発生したこともあり、年間で 3 件となった。
- ・ いずれの事案についても運輸安全委員会が調査中であるが、航空局では事業者に対して要因分析及び対策を指示し、再発防止に取り組んでいるところ。
- ・ 乱気流に係る事案については、これまでも着席時におけるシートベルト着用の徹底など安全対策が講じられているが、引き続き航空運送事業者と共に発生要因の分析及び更なる再発防止策の検討を進めるなど、目標達成に向けた取り組みを継続する。

##### ○その他（国、地方公共団体及び個人）の航空事故発生率

- ・ 目標達成には事故件数が 4 以下とならなければならなかったが、個人が運航する航空機に係る事故が年間で 5 件発生した。
- ・ 事故件数自体が多くなく、年ごとのばらつきに左右されるという面もあるが、一般に小型機の事故の主な原因は操縦士にある傾向が認められる。
- ・ 操縦士の技量維持については、航空局では平成 26 年 4 月に施行された特定操縦技能審査制度の運用、安全確保を促すための通達発出、安全運航セミナーでの定期的な安全啓蒙等により事故発生率の低減に取り組んでいるところ。
- ・ さらに、今後運輸安全委員会の報告等をふまえ、航空安全当局として分析を行い、それぞれの事故等を受けた対策に取り組んでいく。

##### ②平成 26 年度の状況についての評価

平成 26 年度において掲げた指標については、安全の状況を適切に反映するものであったと思われ、設定した目標についても、現実的で取り組みの強化を促すものとなっていると考えられる。一部にお

いて未達成となった指標があるが、今後、目標達成に向けて、対策の確実な実施について航空運送事業者等への指導・監督を行って行くとともに、小型機についてもそれぞれの事故等を受けた対策に取り組んでいくこととする。その他の指標については目標を達成しており、現在の取り組みを引き続き進めることで、現在の状況の維持・一層の改善を図っていくことが適当である。

## B) 平成 27 年度の取組

### (1) 安全指標及び安全目標値の設定に関する考え方

平成 26 年度に設定した安全指標については、航空安全当局の取り組みが機能しているかどうかを数値として把握することを可能とするなど一定の役割は果たしていると考え。一方、安全指標の適否を判定するにはある程度長期の評価が必要である。さらに、平成 26 年度に設定した直近 5 年間の実績の平均値から 7%減とする目標値については、現実的で達成に向け関係者の取組を促す観点から、目標値として概ね妥当なものと考え。さらに、具体的目標値設定にあたり参考とした政策評価基本計画においては、平成 29 年度までを対象期間としており、特段の状況の変化がない限り、基本的には平成 29 年度まではこの考え方を継続することが適当なものと考え。これらのことから、平成 27 年度においても平成 26 年度と同様の安全指標・目標値を設定することとする。

また、航空安全当局は究極としては「航空事故のない社会」を目指して施策に取り組んでいる。中でも生命の重さ及び一度重大な事故が起こった際の社会に対する影響の大きさを勘案すれば、「死亡事故」及び「全損事故」については、特に削減を図る必要性が高いと考えられる。これらのことから、不特定多数の者が利用する定期便について、死亡事故発生率及び全損事故発生率をゼロにするという指標・目標値を「最重要目標」として設定する。

そのほか、平成 26 年度は運航者に着目した指標についてのみ目標値を設定していたが、交通管制分野や空港分野に関する安全活動にも注目するため、平成 26 年度のものに加えて交通管制分野に関連する又は関連するおそれのある事故発生率及び重大インシデント発生率についても、平成 27 年度から目標値を設定する。今後、交通管制分野、空港分野に着目した指標（滑走路誤進入発生率、制限区域内事故発生率）についても、SSPの成熟度に合わせて、目標値を設定することについて検討する。

以上から、安全目標値を、過去の実績、国が定める他の計画、実現可能性等も考慮した上で(2)のとおり細分化するとともに、翌年度へのフィードバックのため暦年(平成 27 年)の実績に対して設定することとする。

### (2) 平成 27 年度の安全指標及び安全目標値の具体的な設定

(1) の考え方に従って、安全指標及び安全目標値を以下のとおり設定することとする。

#### 【最重要目標】

○本邦航空運送事業者が運航する定期便

死亡事故発生率	0.00	件/100 万回
全損事故発生率	0.00	件/100 万回

#### 【その他安全目標】

①運航者に着目した安全指標及び安全目標値

○定期便を運航する本邦航空運送事業者（定期便以外の運航を含む）

航空事故発生率	1.23	件/100万時間
	2.32	件/100万回
重大インシデント発生率	2.80	件/100万時間
	5.28	件/100万回

○航空運送事業許可及び／または航空機使用事業許可を受けている事業者（定期便を含まない。）

航空事故発生率	19.56	件/100万時間
	14.96	件/100万回
重大インシデント発生率	12.45	件/100万時間
	9.52	件/100万回

○その他（国、地方自治体、個人）（滑空機、超軽量動力機を含まない。）

航空事故発生率	43.28	件/100万時間
	48.77	件/100万回
重大インシデント発生率	12.82	件/100万時間
	14.45	件/100万回

○本邦航空運送事業者が運航する定期便

航空事故発生率	1.90	件/100万回
---------	------	---------

安全目標値は、交通安全基本計画（注1）及び国土交通省が実施している政策評価（注2）を考慮して、過去5年間の実績の平均値から7%減として設定（別添1参照）。

（注1）第9次交通安全基本計画（平成23年～27年）において、「昭和61年以降継続している特定本邦航空運送事業者における乗客の死亡事故ゼロの記録を継続する。」と目標を設定している。

（注2）政策評価において、国内航空における航空事故発生件数（平成25～29年の5カ年平均値）を、現況値（平成20～24年の5カ年の平均値）の約1割減とすることを目標値としている。

②交通管制分野に着目した安全指標及び安全目標値

交通管制分野に関連する又は関連するおそれがある航空事故発生率	0	件/100万機 （管制取扱機数）
交通管制分野に関連する又は関連するおそれがある重大インシデント発生率	1.28	件/100万機 （管制取扱機数）

安全目標値は、交通安全基本計画及び国土交通省が実施している政策評価を考慮して、過去5年間の実績の平均値から7%減として設定（別添1参照）。

### 3. 業務提供者の安全指標及び安全目標値

#### (1) 平成26年度の妥当性の確認

##### ①航空運送分野

###### (イ) 航空運送事業者

平成26年度の航空運送事業者における安全指標・目標値については、全ての事業者（特定本邦航空運送事業者15社、地方航空局管轄の航空運送事業者53社、計68社）から届出がなされた。多くの事業者では「航空事故・重大インシデント発生件数」を安全指標としており、航空機使用事業者など小規模の会社については「安全教育の実施」や、「安全ミーティングの開催」等が設定された。

各事業者から届出のあった安全指標・目標値については、航空運送安全部会において妥当性を確認した。

###### (ロ) 認定事業場

平成26年度の認定事業場における安全指標・目標値については、全ての国内認定事業場（計65社）から届出がなされた。認定事業場では、作業品質に関する「出荷後の早期棚卸し件数」、「作業不具合による返品（Q-Parts）件数」等の運行指標や、安全に関する取組として、「内部監査実施回数」、「教育訓練実施回数」等の先行指標が設定された。

各認定事業場から届出のあった安全指標・目標値は、航空運送安全部会において、全ての安全指標・目標値が妥当であることを確認した。

###### (ハ) 指定航空従事者養成施設

平成26年度の指定航空従事者養成施設における安全指標・目標値については、全ての養成施設（航空運送事業者を除く11施設）から届出がなされた。多くの養成施設では「航空事故・重大インシデント発生件数」を安全指標としており、小規模の養成施設については「安全教育の実施」や、「安全ミーティングの開催」等が設定された。

各養成施設から届出のあった安全指標・目標値については、航空運送安全部会において、妥当性を確認した。

##### ②交通管制分野

###### (イ) 航空保安業務

業務提供者である航空局交通管制部より平成26年度の安全指標及び安全目標値の届出があり、国の安全指標と関連のある指標及び業務提供者独自の指標について過去の実績等をもとにした安全目標値が設定されていた。

当該安全指標及び安全目標値については、交通管制安全部会において、すべて妥当であることを確認した。

###### (ロ) 国土交通大臣以外の設置する航空灯火（予備電源設備を含む。以下同じ。）

航空灯火を設置する地方自治体及び株式会社から安全指標及び安全目標値の届出があり、過去の実績等をもとにした安全目標値が設定されていた。

当該安全指標及び安全目標値については、交通管制安全部会において、すべて妥当であることを確認した。

(ハ) 国土交通大臣以外の設置する航空保安無線施設（予備自家発電装置を含む。以下同じ。）

航空保安無線施設を設置する地方自治体及び株式会社から安全指標及び安全目標値の届出があり、過去の実績等をもとにした安全目標値が設定されていた。

当該安全指標及び安全目標値については、交通管制安全部会において、すべて妥当であることを確認した。

(二) 機械業務

業務提供者である航空交通管制部、空港事務所及び航空衛星センターより安全指標及び安全目標値の届出があり、過去の実績等をもとにした安全目標値が設定されていた。

当該安全指標及び安全目標値については、空港安全・保安対策課においてすべて妥当であることを確認した。

### ③空港分野

平成26年度の空港管理者における安全指標・目標値については、全ての空港管理者（会社管理空港4、国管理空港（共用空港含む）27、地方管理空港64、公共用ヘリポート20 計115空港）から届出がなされた。空港管理者では、「空港施設・運用業務に起因する航空事故発生件数」、「空港施設・運用業務に起因する重大インシデント発生件数」、「制限区域内事故発生件数」、「突発的な不具合による滑走路、誘導路の閉鎖件数」等の遅行指標や「制限区域安全パトロール実施回数」、「空港委員会開催回数」等の先行指標が設定された。

各空港管理者から届出のあった安全指標・目標値については、空港安全部会において妥当性を確認した。

## (2) 平成26年度の達成状況

### ①航空運送分野

(イ) 航空運送事業者

平成26年度の航空運送事業者における安全目標値の達成状況については、主な安全目標値である「航空事故0件」、「重大インシデント0件」について32社が目標達成となる一方で、6社においては目標未達成となっている。未達成となった事業者においては、情報展開による事例周知や注意喚起、これまでの対策の効果及び妥当性の評価、追加対策の検討等を行うこととしている。

また、「イレギュラー運航やヒューマンエラーに起因する事態の報告件数等の低減」及び「ヒヤリハット情報の収集件数の増加等」の目標については、達成した事業者が多い一方、未達成となった事業者においてはこれまでの対策の効果や妥当性の評価、安全教育の実施等、今後改善に向けた取り組みを行うこととしている。

(ロ) 認定事業場

平成26年度の認定事業場における安全目標値の達成状況については、遅行指標である「出荷品に起因する航空事故・重大インシデントゼロ」や「工場内事故・法令違反ゼロ」等、先行指標であ

る「安全管理に係る教育訓練の実施」や「内部監査（安全パトロール）の実施」等について多くの事業者が目標値を達成している。

未達成の安全指標として、「製造品質に起因する出荷品の不具合件数」や「安全情報の報告件数」等があるが、これらについては要因分析が行われるとともに、改善に向けた取り組み方針が示されている。

#### （ハ）指定航空従事者養成施設

平成 26 年度の指定航空従事者養成施設における安全目標値の達成状況については、多くの養成施設が設定した「航空事故・重大インシデント発生件数 0 件」及び小規模の養成施設が設定した「安全教育の実施」や、「安全ミーティングの開催」等について、目標達成がなされている。

### ②交通管制分野

#### （イ）航空保安業務

平成 26 年度の航空局交通管制部における安全目標値の達成状況については、大部分の安全目標値が達成されたものの、「機器の障害発生率等」については未達成となっている。未達成の目標については改善に向けた取り組みが行われている。

#### （ロ）国土交通大臣以外の設置する航空灯火（予備電源設備を含む。以下同じ。）

平成 26 年度の航空灯火を設置する地方自治体及び株式会社における安全目標値の達成状況については、全ての業務提供者において達成している。

#### （ハ）国土交通大臣以外の設置する航空保安無線施設（予備自家発電装置を含む。以下同じ。）

平成 26 年度の航空保安無線施設を設置する地方自治体及び株式会社における「機器の施設停止ノータム発生率」の達成状況については、2 業務提供者において未達成となっている。未達成の目標については改善に向けた取り組みが行われている。

#### （二）機械業務

平成 26 年度の航空交通管制部、空港事務所及び航空衛星センターにおける安全目標値の達成状況については、1 業務提供者において「施設停止ノータム発生率」の未達成があったものの、その他は全て達成している。

### ③空港分野

平成 26 年度の空港管理者における安全目標値の達成状況については、「空港施設・運用業務に起因する航空事故発生件数」及び「空港施設・運用業務に起因する重大インシデント発生件数」については達成している。「制限区域内事故発生率」について大規模空港に未達成が多く、「バードストライク発生率」及び「制限区域安全パトロール実施回数」並びに「空港委員会開催回数」については、小規模空港に未達成が多い状況であった。未達成の目標については要因を分析し、改善に向けた取組が行われている。

### (3) 平成27年度の妥当性の確認

#### ①航空運送分野

##### (イ) 航空運送事業者

平成27年度の航空運送事業者における安全指標・目標値については、全ての事業者（特定本邦航空運送事業者14社、地方航空局管轄の航空運送事業者52社、計66社）から届出がなされた。

多くの事業者では平成26年度の安全指標を踏襲し、同年度の取組みの総括を踏まえて設定しており、新たな指標を設定したのは31社（特定本邦5社・東京局管轄15社・大阪局管轄11社）であった。

また、多くの事業者が「航空事故・重大インシデント発生件数ゼロ」を安全指標としており、航空事故・重大インシデントを発生させない取組みとして「ヒューマンエラーの発生件数（又は発生率）」の低減等を設定している。

各事業者から届出のあった安全指標・目標値については、航空運送安全部会において妥当性を確認した。

##### (ロ) 認定事業場

平成27年度の認定事業場における安全指標・目標値については、全ての国内認定事業場74社（うち航空運送事業者は33社）から届出がなされた。多くの認定事業場では平成26年度の安全指標を踏襲し、同年度の取組みの総括を踏まえて目標値を設定している。なお、取組みの総括を踏まえて新たな安全指標を設定したのは、航空運送事業者を除く国内認定事業場41社のうち10社であった。

認定事業場では、早期棚卸し件数、不具合による返品件数等、作業品質に関する取組みを指標とする事業者が多く、また、ヒヤリハット報告件数、改善提案の件数など安全に関する取組みを指標とする事業者も多かった。

各認定事業場から届出のあった安全指標・目標値は、航空運送安全部会において、全ての安全指標・目標値が妥当であることを確認した。

##### (ハ) 指定航空従事者養成施設

平成27年度の指定航空従事者養成施設における安全指標・目標値については、全ての養成施設14施設（うち航空運送事業者は3施設）から届出がなされた。多くの養成施設では「航空事故・重大インシデント発生件数」を安全指標としているが、養成施設の規模や取得ライセンスの種類により、指標・目標値も多種多様な傾向である。

各養成施設から届出のあった安全指標・目標値については、航空運送安全部会において、妥当性を確認した。

#### ②交通管制分野

##### (イ) 航空保安業務

業務提供者である航空局交通管制部より、平成27年度の安全指標及び安全目標値の届出があった。平成26年度の安全指標において目標値が達成出来なかったものについては、過去の実績をふまえた上での継続的な改善の観点から見直しを行った目標値とされており、安全指標及び安全目標値については、交通管制安全部会において、すべて妥当であることを確認した。

(ロ) 国土交通大臣以外の設置する航空灯火（予備電源設備を含む。以下同じ。）

航空灯火を設置する地方自治体及び株式会社から安全指標及び安全目標値の届出があり、過去の実績等をもとにした安全目標値が設定されていた。

当該安全指標及び安全目標値については、交通管制安全部会において、すべて妥当であることを確認した。

(ハ) 国土交通大臣以外の設置する航空保安無線施設（予備自家発電装置を含む。以下同じ。）

航空保安無線施設を設置する地方自治体及び株式会社から安全指標及び安全目標値の届出があり、平成26年度の目標値達成状況を踏まえて、安全指標を設定するとともに、過去の実績等をもとにした安全目標値が設定されていた。

当該安全指標及び安全目標値については、交通管制安全部会において、すべて妥当であることを確認した。

## (二) 機械業務

業務提供者である航空交通管制部、空港事務所及び航空衛星センターより安全指標及び安全目標値の届出があり、平成26年度の目標値達成状況を踏まえて安全指標を設定するとともに、過去の実績等をもとにした安全目標値が設定されていた。

当該安全指標及び安全目標値については、交通管制安全部会においてすべて妥当であることを確認した。

## ③空港分野

平成27年度の空港管理者における安全指標・目標値については、全ての空港管理者（会社管理空港4、国管理空港（共用空港含む）27、地方管理空港64、公共用ヘリポート20 計115空港）から届出がなされた。ほとんどの空港において平成26年度の目標値達成状況を踏まえ、引き続き同じ安全指標を設定していた。主な遅行指標として、「空港施設運用に起因する航空事故発生率及び重大インシデント発生率」に加え、「制限区域内事故発生率」や「突発的な不具合による滑走路、誘導路の閉鎖発生率」を設定していた。

さらに、主な先行指標として「空港安全にかかる会議体の開催回数」、「ランブパトロールの実施回数」、「安全教育の実施回数」を設定していた。

各空港管理者から届出のあった安全指標・目標値については、空港安全部会において妥当性を確認した。

## 第2章 航空安全当局の取組

平成26年度実績・評価及び27年度の目標を達成するための取組は以下のとおり。平成27年度に実施するその他の安全施策は（参考）に記載している。

### 1. 業務提供者におけるSMSの強化

#### A) 平成26年度の実績・評価

航空運送、交通管制、空港の各分野において、既にSMSは導入済みであるが、平成26年4月の航空安全プログラムの導入に合わせて、業務提供者に対し安全指標及び安全目標値の設定を求めるなど、各分野のSMS要件規程を改正した。また、新たな法執行方針の運用を通じ、業務提供者におけるSMSの更なる確立の支援も行った。

#### B) 平成27年度の取組

業務提供者において過去の実績を踏まえた安全指標及び安全目標値の設定などが的確に実施されるよう、指導、監督、助言等を行っていく。

### 2. 安全に関する航空法規等の策定・見直し等

航空安全当局は、把握した安全情報、国際標準の動向及び技術開発の状況等を踏まえ、民間航空の安全性の向上を目指し、必要となる民間航空の安全に係る基準等の策定又は改正について検討する。また、基準の改正等を検討する国際会議等に積極的に参画する。

#### A) 平成26年度の実績・評価

##### 【航空法規等の策定・見直し】

- 医療技術及び化学工業の発展等に伴う、放射性物質を含む危険物の航空輸送の増加及び多様化等に対応するため、ICAO及び国際原子力機関（IAEA：International Atomic Energy Agency）における国際的な危険物輸送に関する安全基準の整備に基づき、国内基準の整備を行い、平成27年1月1日施行した。
- 新たな医学的知見を取り入れることにより、市販薬や新しく認可された医薬の使用範囲を拡大するために、航空身体検査マニュアル等を改正した。また、航空機操縦士の年齢上限について、安全を適切に確保することにより、現行の64歳から67歳に引き上げることが可能との有識者委員会の結論が得られたことを踏まえ、意見公募を行った。
- 大型飛行機に対する安全基準の欧米における見直しを踏まえ、既に欧米で取り入れられている経年大型飛行機の電気配線の劣化に対応するための点検、燃料タンクシステムの安全性を維持するための点検の設定を求める基準を設定した
- ICAO附属書の改正を踏まえ、つり下げ物件等の落下に係る事象を重大インシデントの対象と

して加えるための航空法施行規則及び関係通達の改正を行った。

- 国際標準との整合性を図りながら、航空機の搭載装備品、運航規程、特別な方式による航行等に係る国内基準について検討を行い、当該基準の整備を図った。
- 平成 26 年度に実施された乗員政策等検討合同小委員会において、機長昇格を促進するため、副操縦士の機長昇格までの訓練・審査プロセスの一層の効率化について提言されたことを受けて、運航規程審査要領細則における訓練に係る部分について所要の改正を行った。
- 衛星航法補助施設(SBAS)による補強を受けない衛星航法装置を主要計器とした評価運用の結果及び欧米の状況を踏まえ、GPSを計器飛行方式に使用する運航の実施基準について改正の検討及び意見公募を行った。
- 航空運送事業者による地上取扱業務の安全強化のため航空法施行規則及び関連通達について改正の検討及び意見公募を行った。

#### 【国際会議等への参画】

##### ○耐空性パネル(AIRP)

第 14 回耐空性パネル会議にて、整備認定事業場と耐空性に係る証明及び基準の検討に参画し、エンジン及びプロペラの設計又は製造に責任を有する組織に対する安全管理システムの適用について議論を行った。

##### ○航空環境保全委員会(CAEP)

ステアリンググループ会合や各ワーキンググループ会合等に参画し、騒音低減やCO<sub>2</sub>排出基準の策定、CO<sub>2</sub>排出削減のための経済的手法及び代替燃料の技術的検討を行った。

##### ○空港設計運用パネル(ADOP)

ADOP傘下のワーキンググループ会合等に参画し、空港設計や飛行場運用業務、救難及び消防に係る国際標準の改正について議論を行った。

##### ○危険物パネル(DGP)

第 14 回ワーキンググループ、リチウム電池ワーキンググループ及び教育訓練ワーキンググループに参画し、リチウム金属電池の輸送基準、危険物輸送に係る能力要件のガイダンス、その他危険物輸送に係る国際標準の策定・改正に向けた検討を行った。

##### ○運航パネル(FLTOPSP)

第 1 回ワーキンググループ及び第 1 回パネル会合に参加し、RNAV(広域航法)や低視程時の運航に係る基準、航空機衝突防止装置の新たな機能に対応した運航方式、回転翼機等の小型機の運航に係る基準等に関する国際標準の改正やガイダンスマテリアルの制定・改正に向けた検討を行った。

○遠隔操縦航空機システムパネル(RPASP)

国際的にIFRで運航する遠隔操縦航空機システムの運航を実現させるために、シカゴ条約関連附属書の改正に関する議論を行った。

○安全管理パネル(SMP)

国際標準の改正やガイドラインの充実のための議論に際し適宜意見を述べたほか、我が国の取組等についての紹介や各国の取組に関する情報の入手を行った。

また、平成27年2月にICAO本部において開催された第2回航空安全ハイレベル会合(HLSC/15)において、日本における義務報告制度及び自発報告制度(VOICES)の発表を行った。VOICESについては安全情報の保護のひとつの方法として評価を受けた。

B) 平成27年度の取組

【航空法規等の策定・見直し】

○一定の設計検査認定事業場に対し、欧米の認定基準との調和に向け、実務的な作業を進めるとともに国との連携調整を行う組織を強化する等、認定事業場の安全性向上に資する所要の基準改正を行う。

○国際標準との整合性を図りながら、航空機の搭載装備品、運航規程、特別な方式による航行、危険物輸送等に係る国内基準について検討を行い、当該基準の整備を図る。

【国際会議等への参画】

○ICAOにおいては、安全管理、耐空性、運航、航空管制等に関する各国からの専門家からなるパネル等において、我が国における取組により得た知見を踏まえ、国際標準の改正やガイドラインの充実のための議論に参画するとともに、各国の取組に関する情報を入手する。

### 3. 各種証明、許認可、監査、検査等

航空安全当局は、各種申請等があったときは、当該申請等が基準に適合しているかどうかについて審査・検査等を行い、適合すると認めるときは各種証明・許認可等を行うほか、業務提供者等に対し、航空活動に伴う各業務が適切に実施されていることを確保するために監査、検査等を実施する。

A) 平成26年度の実績・評価【各種証明、許認可等】

航空局安全部航空事業安全室、航空機安全課及び運航安全課並びに地方航空局保安部運用課、運航審査官、航空機検査官及び整備審査官は、航空運送事業者、事業場、指定航空従事者養成施設等からの各種申請等に対し、以下のとおり証明・許認可等を行った。

証明・許認可等	根拠法令	平成 26 年（4～12 月） 実績（件）
耐空証明	航空法第 10 条	1,072
試験飛行等許可	航空法第 11 条	666
型式証明	航空法第 12 条	1
型式設計変更承認	航空法第 13 条	59
型式証明を受けた型式の航空機の当該型式証明を受けた者以外の者による設計の一部変更の承認	航空法第 13 条の 2	53
修理改造検査	航空法第 16 条	117
予備品証明	航空法第 17 条	7,173
事業場認定	航空法第 20 条	49
従事者技能証明	航空法第 28 条、第 78 条	3,039
航空従事者養成施設の指定	航空法第 29 条	5
航空身体検査証明	航空法第 31 条	1,183
指定航空身体検査医の指定	航空法第 31 条	55
航空英語能力証明	航空法第 33 条	1,245
計器飛行証明	航空法第 34 条	215
操縦教育証明	航空法第 34 条	44
航空機の安全を確保するための装置の装備義務免除	航空法第 60 条	4
航空機の航行の状況を記録するための装置の装備義務免除	航空法第 61 条	20
航空運送の用に供する機長の認定審査	航空法第 72 条	410
本邦航空運送事業者の指定	航空法第 72 条	0
場外離着陸の許可	航空法第 79 条	2,124
飛行禁止区域における飛行の許可	航空法第 80 条	1
最低安全高度以下の飛行の許可	航空法第 81 条	5,955
特別な方法による航行の許可	航空法第 83 条の 2	76
曲技飛行等の許可	航空法第 91 条	174
操縦練習飛行等の許可	航空法第 92 条	846
運航管理施設等の検査	航空法第 102 条	42
運航規程及び整備規程の認可	航空法第 104 条	1,070

## 【業務提供者に対する監査、検査等】

### (1) 航空運送分野

航空局安全部航空事業安全室、航空機安全課及び運航安全課並びに地方航空局保安部航空事業安全監督官及び航空機検査官は、航空運送事業者、認定事業場及び指定航空従事者養成施設の業務提供者等に対し、業務が適切に実施されていることを確保するため、以下の監査及び検査を実施した。

- (イ) 特定本邦航空運送事業者に対して 366 件、特定本邦航空運送事業者以外の定期便を運航する本邦航空運送事業者に対して 68 件の監査を実施した。
- (ロ) 認定事業場に対して 199 件の検査を実施した。
- (ハ) 指定航空従事者養成施設に対して 8 カ所の検査を実施した。
- (ニ) 指定航空身体検査医及び医療機関等に対して 27 件の検査を実施した。

### (2) 交通管制分野

(イ) 航空局安全部航空交通管制安全室及び地方航空局保安部交通管制安全監督課は、文書管理の状況、震災等緊急事態に備えた取組及び訓練の実施状況、並びに管制事務の適正化の実施状況を共通重点事項として、航空保安業務の提供者に対し 40 回の監査を実施した。

(ロ) 地方航空局保安部管制技術課は、国土交通大臣以外の航空保安無線施設の設置者に対し 5 件の監査を実施した。

(ハ) 地方航空局保安部航空灯火・電気技術課は、国土交通大臣以外の航空灯火の設置者に対し 102 件の監査を実施した。

(ニ) 航空局安全部空港安全・保安対策課及び地方航空局空港部機械課は、航空保安業務の用に供する機械施設に関する工事及び保守に係る業務の提供者に対し 14 件の監査を実施した。

### (3) 空港分野

航空局安全部空港安全・保安対策課及び地方航空局空港部空港安全監督課は、空港に対し 41 箇所、非公共用飛行場に対し 15 箇所の検査を実施した。

## B) 平成 27 年度の取組

### 【各種証明、許認可等】

航空局安全部航空事業安全室、航空機安全課及び運航安全課並びに地方航空局保安部運用課、運航審査官、航空機検査官及び整備審査官は、航空運送事業者、事業場、指定航空従事者養成施設等からの各種申請等に対し、必要な基準に適合しているか審査・検査を行い、適合すると認める場合には A) の表に掲げる証明・許認可等を行う。

加えて、本年度は以下の取組を行う。

#### ○国産ジェット旅客機の安全性審査

三菱航空機株式会社は、我が国初の国産ジェット旅客機として、三菱リージョナルジェット（MRJ : Mitsubishi Regional Jet）の開発を進めている。同プロジェクトは国家的なプロジェクトとして計画されており、我が国は設計製造国政府としての確実な安全性審査が求められている。このため、安全性の向上に資する技術に関する調査の充実を図ることや、研修等により審査職員の各専門分野の技術的知見を向上させること等により、安全性審査を適確に実施する。

また、円滑な開発・輸出につなげていくため、同時に審査を進めている外国当局（米国F A A・欧州E A S A）との情報共有・協力を図る。

なお、現時点におけるMRJの開発スケジュールでは、初飛行は平成27年度第一四半期、初号機納入は平成29年度第一四半期とされている。

#### 【業務提供者に対する監査、検査等】

##### （１）航空運送分野

航空局安全部航空事業安全室、航空機安全課及び運航安全課並びに地方航空局保安部航空事業安全監督官及び航空機検査官は、航空運送事業者、認定事業場及び指定航空従事者養成施設の業務提供者等に対し、業務が適切に実施されていることを確保するため、以下の監査、検査等を実施する。

（イ）特定本邦航空運送事業者に対しては、監査の対象ごとに、本社に対しては3カ月に1回、主基地及び基幹基地に対しては6カ月に1回、地方基地に対しては6カ月に1回から4年に1回、実運航便（実運航便の操縦室又は客室に搭乗して実施）に対しては乗務員数及び運航機材数に応じて監査を実施する。

また、特定本邦航空運送事業者以外の定期便を運航する本邦航空運送事業者に対しては、本社及び主基地に対しては6カ月に1回、地方基地に対しては1年に1回から6年に1回、実運航便に対しては乗務員数及び運航機材数に応じて監査を実施する。また、定期便を運航する航空運送事業者以外の航空運送事業者及び航空機使用事業者に対しては、本社及び主基地に対しては1年に1回、地方基地に対しては6年に1回の頻度で監査を実施する。

加えて、指定本邦航空運送事業者に対しては訓練及び審査の体制について、原則1年に1回監査を実施する。

なお、不安全事故等が発生した場合には機動的に監査を実施するとともに、新規参入航空運送事業者及び新機種を導入する航空運送事業者に対しては、頻度を増やし重点的に監査を実施する。

（ロ）認定事業場に対しては、2年ごとの認定更新時の検査に加え、航空機に係る国内の認定事業場については、認定期間中の2年間に1回の間接検査を実施している。本検査において、認定にかかる技術上の基準への適合性等を確認する。

また、SMSについては、既に全ての認定事業場で導入を完了しており、その運用状況についても、監督及び指導を行っていく。

（ハ）指定航空従事者養成施設に対しては、指定基準への適合性が維持されているかの確認を行うため、特定本邦運送事業者の指定航空従事者養成施設は1年に1回、特定本邦運送事業者以外の指定航空従事者養成施設は2年に1回の検査を実施する。

（ニ）航空機の安全運航を確保するためには航空機乗組員の心身の状態が健全であることが極めて重要であり、また、近年、乗員の流動化及び加齢乗員の増加により、航空会社及び乗員自身の日

常管理が今まで以上に重要となっている。このため、航空機乗組員の身体検査を行う医師（指定航空身体検査医）及び医療機関等に対する立入検査の強化等により、更なる能力水準の向上・平準化を図るとともに、航空会社の健康管理体制への監査・指導の強化等により航空会社の健康管理体制の強化を図る。

## （２）交通管制分野

（イ）航空局安全部航空交通管制安全室及び地方航空局保安部交通管制安全監督課は、航空保安業務の提供者に対し、文書・規程等の管理状況、業務処理規程第 1 総則に規定する基本的手順等の遵守状況及び自然災害に対する緊急時対応の実効性を共通重点事項として、監査対象ごとに、航空局交通管制部及び地方航空局保安部の関係組織に対して 1 年に 1 回、航空交通管制部及び空港事務所等の地方事務所等に対して 2 年に 1 回の頻度で監査を実施し、各規程等の管理状況、基準・規程に基づく各業務等の適切性を確認する。平成 27 年度は、定期監査を年間 39 回実施する。

（ロ）地方航空局保安部管制技術課は、国土交通大臣以外の航空保安無線施設の設置者に対し、監査対象ごとに、1 年に 1 回の頻度で監査を実施し、航空保安無線施設安全管理ガイドラインにより適切に施設が管理されていることを確認する。平成 27 年度は、定期監査を年間 5 回実施する。

（ハ）地方航空局保安部航空灯火・電気技術課は、国土交通大臣以外の航空灯火の設置者に対し、監査対象ごとに、陸上空港等及び公共用ヘリポートの飛行場灯火に対して 1 年に 1 回、非公共用ヘリポートの飛行場灯火及び航空灯台に対して 2 年に 1 回の頻度で監査を実施し、空港保安管理規程又は航空灯火施設管理要領により適切に施設が管理されていることを確認する。平成 27 年度は、定期監査を年間 102 回実施する。

（ニ）航空局安全部空港安全・保安対策課及び地方航空局空港部機械課は、航空保安業務の用に供する機械施設に関する工事及び保守に係る業務の提供者である、航空交通管制部、空港事務所及び航空衛星センターに対して、2 年に 1 回の頻度で監査を実施する。とりわけ平成 27 年度は、文書・規程等の管理状況、業務処理規程第 1 総則に規定する基本的手順等の遵守状況、自然災害における緊急時対応の実効性及び請負業務に係る安全管理の実施状況を重点事項として定期監査を年間 15 回実施する。

## （３）空港分野

航空局安全部空港安全・保安対策課及び地方航空局空港部空港安全監督課は、空港の設置管理者（国管理空港については空港事務所長）に対し、空港施設・運用業務の安全かつ適切な実施を確保するために、空港保安管理規程を常に最新の状態に保持するよう求め、制定又は改定の届出があった場合は、空港の安全に係る基準等との適合を審査する。

その上で、3 年に 1 回（大規模空港は 3 年に 2 回）の頻度で検査を実施し、空港保安管理規程に沿って、空港施設・運用業務が実施されていることを確認するとともに、報告徴収により、安全に係るリスクの管理状況を継続的に監視し、評価する。

また、非公共用飛行場については、6 年に 1 回の頻度で検査を実施し、航空法施行規則に定める保

安上の基準に沿って、当該施設が適切に管理されていることを確認する。

平成 27 年度は、空港について 41 箇所（うち公共用ヘリポート：7 箇所）、非公共用飛行場について 16 箇所の検査を実施する。

各分野ともに定期的に実施する監査・検査等の他、航空事故、重大インシデント、安全上の支障を及ぼす事態の発生又はその恐れがある場合並びに不適切・不安全な事象が発生した場合等、航空安全当局が必要と判断した場合は随時監査・検査等を実施する。

監査・検査等を実施する要員については、要員の資格要件に係る航空安全当局の内部規程に基づき、必要な業務経験及び研修等の必要な教育・訓練を受け各資格要件に適合することが求められる。

## 4. 安全情報の収集

航空安全当局は、以下の報告制度により収集された安全情報を航空安全の確保のために活用するとともに、同報告制度が有効に機能するよう取り組む。

### （1）義務報告制度

#### A) 平成26年度の実績・評価

平成26年4月から12月の間において、各業務提供者から以下のとおり報告がなされた。

##### ①航空運送分野

（イ）本邦航空運送事業者及び航空機使用事業者から、航空法第111条の4及び第124条に基づき、航空事故3件、重大インシデント5件、及び安全上の支障を及ぼす事態711件の事案について報告がなされた。

（ロ）認定事業場から、航空法第134条第1項の規定に基づき、不安全事象54件の事案について報告がなされた。

（ハ）指定航空従事者養成施設から、航空従事者養成施設指定申請・審査要領等に基づき、航空事故1件の報告がなされた。

##### ②交通管制分野

安全情報に関する事案について、国家行政組織法第14条第1項及び第2項に基づき、交通管制分野に係る国の機関から、航空法第47条第1項及び航空法施行規則第108条第5号の規定に基づき、国土交通大臣以外の航空保安無線施設の設置者から、航空法第47条第1項、第47条の2第2項及び航空法施行規則第126条第5号の規定に基づき、国土交通大臣以外の航空灯火の設置者から、それぞれ報告がなされた。

##### ③空港分野

空港管理者から、重大インシデント1件、安全上の支障を及ぼす事態69件の事案について報告がなされた。

#### B) 平成27年度 of 取組

航空事故等その他の航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態に関する情報を適切に分析

し、また関係者と共有することにより、再発防止及び予防的対策の実施に役立てるため、航空安全当局は、業務提供者に対し、義務報告制度による着実な報告を求める。

同制度の詳細は別添2のとおり。

## (2) 自発報告制度

### A) 平成26年度の実績・評価

平成26年7月に、義務報告制度では捕捉しにくい、民間航空の安全に関する情報を幅広く収集し、予防的対策に活用するため、航空安全情報自発報告制度（VOICES）を以下のとおり確立した。平成26年7月から27年3月までに89件の報告があった。報告の内訳は、航空運送分野は83件、交通管制分野は4件、空港分野は2件となっており、特に管制及び空港の分野において、本制度の周知が十分とは言えない状況であった。

#### ① 制度運営者（報告の受付先）

（公財）航空輸送技術研究センター

- ・住所：東京都港区三田1丁目3番39号
- ・電話番号：0800-8057-482

#### ② 報告者

報告者は、航空活動に自ら直接携わる個人又は当該個人が所属する組織とした。

#### ③ 報告事項

報告事項は、航空活動を行う中で、自らが、当事者であるか否かにかかわらず、その五感により直接確認した（他人からの伝聞によるものは含まない）、航空の安全上の支障を及ぼす可能性があったと思われる事象とした。

#### ④ 報告手段

電子メール、FAX、電話、郵送、航空安全情報自発報告サイト（自発サイト）により、自発報告を受け付けることとした。

#### ⑤ 報告の取扱い

（公財）航空輸送技術研究センターは、報告された内容について、当該センターの担当者による専門チーム並びに有識者等を含めた分析検討ワーキンググループ及び自発報告制度分析委員会において、分析等を行った。

（イ）当該センターの担当者によって構成される専門チーム

当該センターの担当者によって構成される専門チームは、個人、会社名等が特定されないための情報の秘匿化、自発サイトへの登録、報告者連絡先の抹消、分析検討ワーキンググループで分析を行うための情報の整理（同種事例の照合及び安全に係るリスク評価）を行った。

（ロ）分析検討ワーキンググループ

各分野の専門家によって構成される分析検討ワーキンググループは、安全に係るリスク評価の結果の確認、事象の要因・原因の分析、改善策の提言案、注意喚起案、関係情報の提供案、自発報告者へのフィードバック案の検討・立案を行った。

#### (ハ) 自発報告制度分析委員会

学識経験者等で構成される自発報告制度分析委員会は、分析検討ワーキンググループにおいて分析された結果及び改善策の提言案等について、妥当性を確認、必要な修正・整理をした上で、取り纏めた。

なお、航空安全当局は、(公財)航空輸送技術研究センターに対し、個人、会社名等が特定される情報の提供を求めないこととする。また、仮に航空安全当局が当該情報において違反があったことを知ったとしても、当該情報を不利益処分等の根拠として使用しないものとした。

#### ⑥ 当該制度の周知・広報活動

(公財)航空輸送技術研究センターは、当該制度に係るポスター及びインフォメーションカードの作成・配布、業務提供者への説明会等の開催、その他制度の概要や報告方法の周知及び運用状況の情報の発信等、当該制度の周知・広報活動を行った。

なお、航空安全当局は、プレス発表、国交省ホームページにおける公表、業務提供者及び航空関係団体等に対する周知、業務提供者、航空関係団体等が発行する機関誌等に掲載依頼、並びに国土交通省内部機関誌等による周知等、当該制度の周知・広報活動を行った。

### B) 平成27年度の取組

航空安全当局は、民間航空の安全に関する情報を幅広く収集し、予防的対策に活用するため、引き続き自発報告制度を運用する。制度の概要については、平成26年度と同様とする。なお、当該制度の周知・広報活動については、平成26年度における取り組みに加え、あらゆる場面を活用して業務提供者や航空活動に従事する者に働きかける。とりわけ交通管制・空港分野については、平成26年度において報告件数が少なかったことを踏まえ、現場の長や管理者に対して、会議等で呼びかけるほか、現場職員との対話等の機会も活用して、一層の情報の提供を働きかける。

#### (3) その他の報告制度

##### ①国土交通省ホットラインステーション

航空の安全に係るものを含む国土交通行政について、意見・感想等がある場合、国土交通省のHPにある指定のフォーマットに従い、提出することができる。

(参考) 国土交通省HP ホットラインステーション

<http://www.mlit.go.jp/hotline/hotline.html>

##### ②公益通報者保護法に基づく公益通報

国土交通省においては、事業者、行政機関等の内部の労働者が、組織内部の国民の生命、財産等にかかわる法令違反行為を通報したことで、解雇等の不利益取扱いを受けることのないよう、公益通報者に対する解雇の無効、不利益取扱いの禁止等を規定した公益通報者保護制度の手続き等を定めており、公益通報を行うことができる。

(参考) 国土交通省における公益通報手続

<https://www.mlit.go.jp/appli/file000017.html>

## 5. 安全情報の分析等

(1) SSP委員会及び各分野における部会の取組

① SSP委員会の取組

A) 平成 26 年度の実績・評価

平成 26 年度における SSP 委員会の開催実績は以下のとおり。平成 26 年度航空安全プログラム実施計画の策定や内部評価制度の確立等、航空安全当局の取組を推進するために必要な事項の決定が適切に実施され、的確な運営がなされた。

平成 26 年 4 月 16 日	第 5 回 SSP 委員会開催
平成 26 年 4 月 22 日	第 6 回 SSP 委員会開催
平成 26 年 5 月 20 日	第 7 回 SSP 委員会開催
平成 26 年 5 月 28 日	第 8 回 SSP 委員会開催
平成 26 年 7 月 1 日	第 9 回 SSP 委員会開催
平成 26 年 7 月 18 日	第 10 回 SSP 委員会開催
平成 26 年 11 月 28 日	第 11 回 SSP 委員会開催

B) 平成 27 年度の取組

航空安全当局は、各業務提供者が設定した安全指標・安全目標値の把握・分析、複数の分野に係る国の安全指標・安全目標値の評価・設定、安全情報の分析結果に係る複数の分野の各業務提供者との共有、自発報告制度運営事務局からの複数の分野に係る提言への評価を行う。なお、同委員会の詳細は別添 3 のとおり。

②各分野の部会の取組

A) 平成 26 年度の実績・評価

平成 26 年度における各分野の部会の開催実績は以下のとおり。

(イ) 航空運送安全部会

平成 26 年 4 月 25 日	第 6 回航空運送安全部会開催
平成 26 年 5 月 20 日	第 7 回航空運送安全部会開催
平成 26 年 6 月 20 日	第 8 回航空運送安全部会開催
平成 26 年 7 月 25 日	第 9 回航空運送安全部会開催
平成 26 年 8 月 27 日	第 10 回航空運送安全部会開催
平成 26 年 9 月 26 日	第 11 回航空運送安全部会開催
平成 26 年 10 月 24 日	第 12 回航空運送安全部会開催
平成 26 年 11 月 26 日	第 13 回航空運送安全部会開催
平成 26 年 12 月 16 日	第 14 回航空運送安全部会開催
平成 27 年 1 月 27 日	第 15 回航空運送安全部会開催
平成 27 年 2 月 27 日	第 16 回航空運送安全部会開催
平成 27 年 3 月 25 日	第 17 回航空運送安全部会開催

(ロ) 交通管制安全部会

平成 26 年 4 月 23 日	第 7 回交通管制安全部会開催
------------------	-----------------

平成 26 年 5 月 28 日	第 8 回交通管制安全部会開催
平成 26 年 6 月 20 日	第 9 回交通管制安全部会開催
平成 26 年 7 月 29 日	第 10 回交通管制安全部会開催
平成 26 年 8 月 29 日	第 11 回交通管制安全部会開催
平成 26 年 9 月 26 日	第 12 回交通管制安全部会開催
平成 26 年 10 月 30 日	第 13 回交通管制安全部会開催
平成 26 年 11 月 18 日	第 14 回交通管制安全部会開催
平成 26 年 12 月 25 日	第 15 回交通管制安全部会開催
平成 27 年 1 月 29 日	第 16 回交通管制安全部会開催
平成 27 年 2 月 26 日	第 17 回交通管制安全部会開催
平成 27 年 3 月 27 日	第 18 回交通管制安全部会開催

#### (ハ) 空港安全部会

平成 26 年 4 月 21 日	第 7 回空港安全部会開催
平成 26 年 5 月 27 日	第 8 回空港安全部会開催
平成 26 年 6 月 25 日	第 9 回空港安全部会開催
平成 26 年 7 月 23 日	第 10 回空港安全部会開催
平成 26 年 8 月 27 日	第 11 回空港安全部会開催
平成 26 年 9 月 25 日	第 12 回空港安全部会開催
平成 26 年 10 月 29 日	第 13 回空港安全部会開催
平成 26 年 11 月 27 日	第 14 回空港安全部会開催
平成 26 年 12 月 17 日	第 15 回空港安全部会開催
平成 27 年 1 月 28 日	第 16 回空港安全部会開催
平成 27 年 2 月 16 日	第 17 回空港安全部会開催
平成 27 年 3 月 24 日	第 18 回空港安全部会開催

#### B) 平成 27 年度の取組

航空安全当局は、航空運送、交通管制及び空港分野の各分野の部会において、業務提供者における安全情報、再発防止策及び安全指標等の把握・分析、及び分析結果の各業務提供者との共有等を引き続き行う。各部会は、原則として毎月開催し、前々月に発生した事案の安全情報の分析を行う。なお、同部会の詳細は別添 3 のとおり。

#### (2) 安全情報分析委員会の取組

##### ①航空運送分野

##### A) 平成 26 年度の実績・評価

平成 26 年度における航空運送安全情報分析委員会の開催実績は以下のとおり。

平成 26 年 6 月 25 日 第 15 回航空安全情報分析委員会

平成 26 年 12 月 10 日 第 16 回航空安全情報分析委員会

なお、航空輸送の安全にかかわる情報は国土交通省HPにおいて公表している。

(参考) 航空輸送の安全にかかわる情報

[http://www.mlit.go.jp/koku/15\\_bf\\_000188.html](http://www.mlit.go.jp/koku/15_bf_000188.html)

B) 平成 27 年度の取組

6 ヶ月ごとに有識者・学識経験者を含む航空安全情報分析委員会を開催し安全情報の評価・分析を行い、分析後、輸送の安全にかかわる情報を整理し公表する。

②交通管制分野

A) 平成 26 年度の実績・評価

平成 26 年度における交通管制安全情報分析委員会の開催実績は以下のとおり。

交通管制安全情報分析委員会を新たに設置し、交通管制分野の安全情報（平成 26 年 4 月から 12 月分）の分析・評価と今後の対応について審議した。

平成 27 年 3 月 5 日 第 1 回交通管制安全情報分析委員会

B) 平成 27 年度の取組

平成 26 年度全体の安全情報について審議するため、第 2 回交通管制安全情報分析委員会を平成 27 年 6 月に開催する。1 年ごとに有識者・学識経験者を含む交通管制安全情報分析委員会を開催し安全情報の評価・分析を行い、分析後、当該情報を整理し公表する。

③空港分野

A) 平成 26 年度の実績・評価

平成 26 年度における空港安全情報分析委員会の開催実績は以下のとおり。

空港安全情報分析委員会を新たに設置し、空港分野の安全情報（平成 26 年 4 月から 9 月分）の分析・評価と今後の対応について審議し、空港分野の安全にかかわる情報を公表した。

平成 26 年 12 月 19 日 第 1 回空港安全情報分析委員会

(参考) 空港の安全にかかわる情報

[http://www.mlit.go.jp/koku/koku\\_fr9\\_000016.html](http://www.mlit.go.jp/koku/koku_fr9_000016.html)

B) 平成 27 年度の取組

1 年ごとに有識者・学識経験者を含む空港安全情報分析委員会を開催し安全情報の評価・分析を行い、分析後、当該情報を整理し公表する。

## 6. 更なる安全性の向上のための取組

(1) 教育訓練

航空安全当局は、業務提供者等に対する監査・検査等を実施する要員に対し、航空安全当局が設定する資格要件に係る内部規程に基づき、必要な知識・技量の習得及び維持を目的とした教育・訓練を各分野において実施する。

## ① 航空運送分野

### A) 平成 26 年度の実績・評価

運航安全課では、平成 26 年度において新たに監査・検査を実施することとなった者に対し、座学研修及び実技研修を実施した。

航空事業安全室、並びに地方航空局保安部航空事業安全監督官、運用課、運航審査官及び整備審査官は、安全監査、運航規程及び整備規程の審査、運航管理施設等の検査、機長の認定等の業務に新たに従事する職員に対し、必要な座学研修及び実技研修を実施した。また、平成 27 年 1 月に安全監査員に対し知識及び技倆の向上を目的に監査員定期訓練を実施した。

航空機安全課は、監査・検査等の業務を行う職員を新たに配置するために、座学研修及び実技研修（現場 O J T）を実施した。また、I C A O 標準に基づく安全管理システムの適切性を審査するために必要な知識を付与する研修や F A A の設計審査の知識を付与する研修等、必要に応じ能力向上のための研修を実施した。

### B) 平成 27 年度の取組

航空事業安全室、並びに地方航空局保安部運用課、運航審査官及び整備審査官は、安全監査、運航規程及び整備規程の審査、運航管理施設等の検査、機長の認定等の業務に必要な業務経験等を有する職員に対し、座学研修及び実技研修を実施する。また、安全監査員の知識及び技倆を維持するため、監査員定期訓練を平成 27 年度中に計画している。

航空機安全課は、監査・検査等の業務を行う職員を新たに配置する場合には、座学研修及び実技研修（現場 O J T）を実施する。また、必要に応じ能力向上のための研修を実施する。

運航安全課は、監査・検査を実施する者に対し、座学研修及び実技研修を実施する。また、知識及び技倆を維持するための定期的な研修の実施を予定している。

## ② 交通管制分野

### A) 平成 26 年度の実績・評価

航空交通管制安全室は、安全監査員の養成研修を 6 回実施し、転入者に必要な実技研修（現場 O J T）を実施するとともに、I S O 9000 内部監査員コース受講等の外部研修を行った。

空港安全・保安対策課は、航空保安業務の用に供する機械施設に関する工事及び保守業務に係る安全監査員に必要な業務経験等を有する職員に対し、座学研修及び実技研修（現場 O J T）を 3 回実施した。また、安全監査員の力量の維持及び向上を目的に、I S O 9000 に係る外部研修等に参加した。

### B) 平成 27 年度の取組

航空交通管制安全室は、安全監査員に必要な業務経験等を有する職員に対し、座学研修及び実技研修（現場 O J T）を実施する。その他、安全監査員としての知識・技量の維持及び向上を目的に、I S O 9000 に係る外部研修等を実施するとともに、監査員の安全に対する意識向上を目的とするため、異業種の安全推進機関等において研修を実施する。

管制技術課は、航空保安無線施設の安全監査員候補者に対し、座学研修及び実技研修を実施す

る。

交通管制企画課航空灯火・電気技術室は、地方航空局航空灯火・電気技術課の職員のうち、航空灯火の安全監査員に必要な業務経験等を有する職員に対し、座学研修及び実技研修（現場OJT）を実施する。

空港安全・保安対策課は、航空保安業務の用に供する機械施設に関する工事及び保守業務に係る安全監査員に必要な業務経験等を有する職員に対し、座学研修及び実技研修（現場OJT）を実施する。その他、安全監査員は力量の維持及び向上を目的に各種研修に参加する。

## 空港分野

### A) 平成26年度の実績・評価

空港安全・保安対策課は、安全監査員の資格を取得しようとする職員に対し、必要な座学研修及び実技研修（現場OJT）を実施した。また、安全監査員に対し、ISO9000 セミナー受講等の外部研修やリスクマネジメント等に関する内部研修を実施した。

### B) 平成27年度の取組

空港安全・保安対策課は、安全監査員に必要な業務経験等を有する職員に対し、安全監査の手法や安全管理システム、監査対象業務に係る座学研修及び実技研修（現場OJT）を実施する。また、安全監査員としての力量の維持及び向上を目的に、ISO9000に係る外部研修等の受講を求めている。

## (2) 航空活動関係者との情報共有等

### ①航空運送分野

#### A) 平成 26 年度の実績・評価

##### (イ) 航空事業安全推進フォーラム等

航空事業安全室は、平成 26 年 11 月及び平成 27 年 3 月に「航空事業安全推進フォーラム」を開催し、特定本邦航空運送事業者との間で意見の交換や情報の共有等を行った。

また、地方航空局航空事業安全監督官は、平成 26 年 11 月に「航空事業安全推進連絡会議」を開催し、管轄の航空運送事業者及び航空機使用事業者と情報の交換や共有等を行った。

##### (ロ) 認定事業場講習会

航空機安全課は、SSP体制の導入に伴って改訂されたSMS要件規程「事業場認定に関する一般方針」の定着を図るべく、「認定事業場講習会」を平成 26 年 5 月に開催した。講習会においては当課よりSSPの概要、SMS要件規程の改訂趣旨並びに安全指標及び安全目標値の設定に関する考え方等の説明を行うとともに、義務報告の提出の徹底や適切な認定業務の実施を指導した。

##### (ハ) 危険物輸送に関する講習会

運航安全課は、航空における危険物輸送について、国土交通省、航空事業 団体のほか、製造業団体、運送事業者団体、新聞社が主催する各種講習会において、合計 12 回の講習を行った。講習は、危険物輸送にかかる関連法令、最近のトピックスを内容としたものを中心に行い、特に平成 26 年度は危険物規則の大改正を実施したことから、これにおける改正点についても詳細に

紹介した。

(二) 医師及び医療機関等に対する講習会

運航安全課は、航空機乗組員の航空身体検査証明を行う指定航空身体検査医等に対して、統一的な運用を指導するため、講習会を実施した。特に、航空身体検査証明を行う上で判断ミスを起こしやすい点について、講習の内容の充実化を図ることにより、指定医等の能力水準の向上・平準化に努めた。

(ホ) 小型航空機等に係る安全対策に関する講習会

運航安全課は、小型航空機の事故を防止するため、小型航空機の運航者を対象とした安全運航セミナーを平成 26 年 10 月に全国 8 空港官署にて実施し、航空法規等の遵守、的確な気象状況の把握等について安全啓蒙活動を行った。さらに、小型航空機の航空事故が発生した場合には、地方航空局を通じて運航関係許可の状況を確認し、必要に応じ安全対策の徹底等を行った。また、平成 26 年度から特定操縦技能審査制度が本格施行され、操縦士の技量確認がされている。なお、これらの取り組み実績の効果が現れるまでには一定の期間を要することも考えられるところ、達成状況から対策の妥当性を考慮しつつより効果的な対策の検討を行い、引き続き安全対策の取り組みを継続することとする。

B) 平成 27 年度の取組

(イ) 航空事業安全推進フォーラム等

航空事業安全室は、「航空事業安全推進フォーラム」の開催を通じ、安全情報に係る評価分析の状況や対応策等について、特定本邦運送事業者との間において意見の交換や情報の共有などを行う。

また、地方航空局航空事業安全監督官は、「航空事業安全推進連絡会議」の開催を通じ、管轄の事業者との間において、情報の交換や共有などを行う。

(ロ) 危険物輸送に関する講習会

運航安全課は、危険物の安全輸送に関する講習会等を通じて知識の普及を図るとともに、航空運送事業者等に対し、危険物輸送の教育訓練及び適切な取扱いの徹底を指導する。

(ハ) 医師及び医療機関等に対する講習会

運航安全課は、航空機の安全運航を確保するためには航空機乗組員の心身の状態が健全であることが極めて重要であるため、航空機乗組員の身体検査を行う医師（指定医）及び医療機関等に対する講習会の内容の充実により、更なる能力水準の向上・平準化を図る。

(ニ) 小型航空機等に係る安全対策に関する講習会

運航安全課は、小型航空機の事故を防止するため、小型航空機の運航者に対し、航空法規等の遵守、教育訓練、的確な気象状況の把握等について安全講習会の開催等を通じて周知徹底を図るとともに、航空事故等が発生した際には、必要に応じ、小型航空機の運航者に指導を行う。さらに、特定操縦技能審査制度の確実な運用を図っていく。また、近年普及してきたレジャー航空については、関係団体を通じ事故防止の指導を行う。

## ②交通管制分野

### A) 平成 26 年度の実績・評価

航空交通管制安全室は、SSP委員会の下に設置された交通管制安全部会及び同部会と合同で開催する交通管制安全推進委員会（業務提供者主催）において、安全情報等の共有等を実施した。

また、航空保安業務安全管理システム研修への講師派遣等を実施して、積極的に安全情報等の共有等の推進を図った。

空港安全・保安対策課は、平成 26 年 12 月に「機械業務安全管理会議」を開催し、航空保安業務の用に供する機械施設に関する工事及び保守に係る業務の提供者と安全情報等の共有等を図った。また、機械業務に関する会議体や研修等へ講師派遣を行い、積極的に安全情報等の共有等を図った。

### B) 平成 27 年度の取組

航空交通管制安全室は、SSP委員会の下に設置された交通管制安全部会及び同部会と合同で開催する交通管制安全推進委員会（業務提供者主催）において、安全情報等の共有等を実施する。また、安全管理関係者のための会議体や研修等への講師派遣及び情報誌の発行により、積極的に安全情報等の共有等の推進を図っていく。

空港安全・保安対策課は、「機械業務安全管理会議」を開催し、航空保安業務の用に供する機械施設に関する工事及び保守に係る業務の提供者と安全情報等の共有等を実施する。また、機械業務に関する会議体や研修等へ講師派遣を行い、積極的に安全情報等の共有等の推進を図っていく。

## ③空港分野

### A) 平成 26 年度の実績・評価

#### (イ) 空港の安全推進に関する懇談会

空港安全・保安対策課は、平成 26 年 7 月及び平成 27 年 2 月に「空港の安全推進に関する懇談会」を開催し、空港の設置管理者との安全情報の共有等の推進を図った。

#### (ロ) 空港管理者研修・空港安全管理研修

空港安全・保安対策課は、平成 27 年 2 月に「空港安全管理研修」を実施し、空港施設・運用業務やSMSに係る知識の付与に努めた。また、空港管理者等を対象に実施される研修等への講師派遣により、安全情報の共有等に加え、空港管理組織における安全文化の醸成の促進に努めた。

### B) 平成 27 年度の取組

#### (イ) 空港の安全推進に関する懇談会

空港安全・保安対策課は「空港の安全推進に関する懇談会」を開催し、空港の設置管理者との安全情報の共有等を積極的に推進する。

#### (ロ) 空港運用管理研修・空港安全管理研修

空港安全・保安対策課は、空港施設・運用業務やSMSに係る知識の付与を目的とした研修の実施や空港管理者等を対象に実施される研修等への講師派遣により、安全情報の共有等に加え、空港管理組織における安全文化の醸成を促進する。

### (3) 情報管理システムの構築

#### A) 平成26年度の実績・評価

航空安全当局は、交通管制及び空港分野の安全情報をWebベースで登録し、データベースで管理するとともに、蓄積された安全情報より傾向・要因分析、リスク評価等を行うため、「航空安全監視システム」を構築した。

航空運送事業者及び航空機使用事業者に係る安全情報の管理及び共有、航空機検査業務サーキュラーや耐空性改善通報の公表、局内における監査情報や航空機検査報告書等の管理については、従来航空安全情報管理・提供システムにおいて行っていた。平成26年度において、同システムを航空安全監視システムへ統合し、航空安全当局、航空運送事業者、航空機使用事業者、認定事業場、航空保安業務関係者及び空港の設置管理者の間で安全情報の効率的な収集及び共有を図った。

#### B) 平成27年度の取組

航空安全監視システムを活用して、引き続き業務提供者からの安全指標及び目標値の受付、安全情報の収集、管理及び共有並びに監査等の情報の効率的な管理・提供を図る。

### (4) 内部評価

#### A) 平成26年度の実績・評価

航空安全当局は、自らが実施する安全監督等の業務を適切かつ効果的に行うようにするため、当該業務の実施状況について自ら評価した上で、改善が必要な事項については改善措置を講じ、当該措置の有効性について評価する。

平成26年度は、まず、内部評価を円滑に推進するための実施要領を策定した。その実施要領に基づき実施した研修を受講の上、十分な知識及び能力を有すると判定された者を「内部評価員」として指名した。内部評価員による評価を通じ、航空安全当局は、業務の一層の改善に取り組んだ。

平成26年度内部評価において評価した範囲では、本省及び両地方航空局における安全監督の実施状況について制度上の不備はなく、いずれも適切であり、改善が必要な事項は認められなかった。なお、個別課題の進捗状況については更に評価の深度を深める必要がある。

また、内部評価とは別にパブリックコメントの結果公示の遅れについての指摘を受け、今後は命令等に関するパブリックコメントの結果公示は、当該命令等の公布と同時期に速やかに実施するよう手順を設定した。なお、政府全体でパブリックコメントに対する統一的な運用方針が検討されており、当該方針が示されれば、これに沿って対応することとする。

#### B) 平成27年度の取組

航空安全当局は、原則として年1回自らが実施する安全監督等を適切かつ効果的に行うようにするため、当該業務の実施状況について自ら評価した上で、改善が必要な事項については改善措置を講じ、当該措置の有効性について評価する。

平成27年度は、個別処理の進捗等をより厳密に評価するため、評価項目や評語の見直しと評価基準の明確化を図り、評価の深度を深めることとし、平成28年2月頃に実施することとする。

### 第3章 本計画の実施状況の確認及び見直しについて

航空安全当局は、本年度の終了時において、本計画の実施状況の確認及び見直しを行った上で、平成28年度の航空安全プログラム実施計画を策定することとする。